

# 子育てを支援する給付制度をお知らせします



☎子ども支援課 ☎ 51-6716、51-6717

## ✿子育て家庭への手当・助成 ※いずれも所得制限があります。

### 児童手当

- ▶ **支給対象**  
□0歳から中学校修了前の児童（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）を養育している人
- ▶ **支給額**（児童1人につき月額）  
【所得制限未満の場合】  
3歳未満：15,000円  
3歳～小学生：10,000円（第2子まで）  
15,000円（第3子以降）  
中学生：10,000円  
【所得制限以上、所得上限未満の場合】  
5,000円  
【所得上限以上の場合】  
対象外

### 子ども医療費助成

- 高校生までの子どもに係る医療費の全額を保護者に助成します（高校生は入院に係る医療費のみ）。
- ▶ **支給対象**  
□市内に住所を有し、各種医療保険に加入している0歳から18歳までの児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）  
※国民健康保険加入の乳児（1歳の誕生日末日まで）の保護者には所得制限がありません。
  - ▶ **支給額**  
□入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）の全額

### 特別児童扶養手当

- ▶ **支給対象**  
20歳未満の精神または身体に中度以上の障害がある児童を養育する人  
①重度障害児：身体障害者手帳1級～2級（内部障害を除く）、愛護手帳Aまたはこれらと同程度の障害がある児童  
②中度障害児：身体障害者手帳3級または4級の一部（いずれも内部障害を除く）、愛護手帳Bの一部またはこれらと同程度の障害がある児童  
③内部障害があり、病状が重度障害児または中度障害児と同等の障害と認められる児童
- ▶ **支給額**（児童1人につき月額）  
【重度障害児の場合】 53,700円  
【中度障害児の場合】 35,760円



## ✿ひとり親家庭などへの支援

※いずれも所得制限があります。

◆いずれの支援も、申請して認定されないと受給できません。詳しくは、子ども支援課へお問い合わせください。

### 児童扶養手当

- ▶ **支給対象**  
離婚などの理由により、ひとり親として児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）を監護している母、児童を監護し生計を同じくしている父、または父母に代わって児童を養育している人
- ▶ **支給額**（児童1人につき月額（目安））  
【全部支給の場合】  
児童1人の場合：44,140円  
2人の場合：54,560円  
【一部支給の場合】（所得制限による）  
児童1人の場合：10,410円～44,130円  
2人の場合：15,620円～54,540円  
※児童が3人以上の場合は、お問い合わせください。

### ひとり親家庭等医療費助成

- ▶ **支給対象**  
次のいずれかに該当する人  
①ひとり親家庭の父または母と児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）であり、父または母と児童のいずれも市内に住所を有する人  
②父母のいない児童
- ▶ **支給額**  
□入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）  
【児童】 自己負担額の全額  
【父または母】 自己負担額のうち、医療機関ごとに、1カ月につき1,000円を超えた額  
※処方箋が発行された場合は、病院と薬局の合計から1,000円を超えた額。

### 自立支援教育訓練給付金

- ひとり親家庭の父または母が、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講することを支援するために支給されます。
- ▶ **支給対象**  
□□市内に住所を有し、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父または母  
※教育訓練受講前に事前相談が必要となります。
  - ▶ **支給額**  
入学料と受講料の合計額（上限800,000円）

### 高等職業訓練促進給付金

- ひとり親家庭の父または母が、就職の際に有利となる資格を取得するため、養成機関で6カ月以上の修業をする場合に支給されます。  
※対象となる資格については、お問い合わせください。
- ▶ **支給対象**  
市内に住所を有し、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父または母
  - ▶ **支給額**（月額）  
【市民税非課税世帯】 100,000円  
【市民税課税世帯】 70,500円

### 新生児聴覚検査費を助成します

☎健康増進課 ☎ 51-6792

- 新生児聴覚検査に要した費用の一部を助成します。
- ▶ **支給対象**  
令和5年4月1日以降に出生した、生後3カ月までの乳児
  - ▶ **内容**  
母子健康手帳を交付する際に、受診票を渡します。  
契約医療機関以外の医療機関で検査費用を自己負担した場合は、申請により助成します。



### とわだ子育てアプリを ✿ご利用ください✿

子どもの予防接種のスケジュール管理に役立てたり、随時配信される子育て情報を受け取ることができます。

